



発行所/公益社団法人木更津法人会 〒292-0838 木更津市潮浜1丁目17番59号 TEL.0438-37-7720 FAX.0438-37-7740

発行人/青木和義・編集/広報委員会・印刷所/アドメイクス <http://www.kisarazu-houjinkai.or.jp>

5月26日(金)第49回定時総会開催(議案書・委任状別添)



平岡小 貝森 伶安



南子安小 茅野 蓮也



中郷小 佐久間 厚志



天羽小 小野 実莉



波岡小 小野 蓮花



南子安小 松原 里紗



清見台小 石川 瑠惟

税に関する絵はがきコンクール受賞作品



中郷小 山守 海羽



南子安小 小山田 桃花



天羽小 川口 千尋



根形小 中山 流歌



天羽小 小森 和花



平岡小 大野 綺羅



根形小 中山 大駕



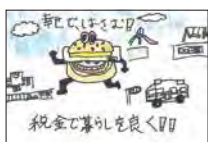
清見台小 山本 彩姫



中郷小 大森 まりあ



清見台小 寺本 夏野



清見台小 大橋 広一郎



波岡小 田中 海優



清見台小 佐々木 悠衣



根形小 石井 絢音



天羽小 西村 顕定



波岡小 黒川 ありさ



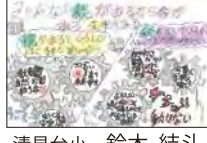
清見台小 山崎 咲穂



天羽小 石野 美月



波岡小 相生 樹里



清見台小 鈴木 結斗



清見台小 藤迫 華穂



波岡小 在原 花桜



南子安小 本田 虹

法人会のHPにアクセスできます。
法人きさらづのライブラリーも閲覧できます。

Contents

- 顔 元シルク・ドゥ・ソレイユ パフォーマー 鈴木大輔氏 2
- 報道 第49回定時総会開催のお知らせ・年会費について ... 3
- 公益 令和5年度税制改正 4
- 公益 令和5年度税制改正・こども食堂支援 5
- 公益 税に関する絵はがきコンクール表彰 6
- 公益 税制委員会WEBセミナー・小糸清和花いっぱい運動 他 ... 7
- 税務署コーナー 国税のスマホアプリ納付が可能になります ... 8,9

- 県税事務所 県税事務所からのお知らせ 10
- 税務・法律相談 配偶者への優遇措置(その1) 11
- 報道 令和4年度第5回理事会 賀詞交歓会・新理事勉強会開催 他 ... 12
- 報道 令和5年度第1回理事会・千葉県連賀詞交歓会に参加 他 ... 13
- 青年部会・女性部会 他 新規会員PR・青年部会研修会 他 ... 14
- お知らせコーナー 会員親睦チャリティゴルフ大会・脳ドック検診案内 他 ... 15

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



元シルク・ドゥ・ソレイユ パフォーマー

すず き だい すけ

鈴木 大輔氏

(木更津市在住)



今回は世界的なエンターテインメント集団『シルク・ドゥ・ソレイユ』でパフォーマーとして活躍された鈴木大輔氏。男子新体操という競技をベースに高い芸術性とダイナミックなパフォーマンスで世界中の人たちを魅了してきた。現在は体操教室とバリストの二刀流で活動する鈴木氏にお話をうかがった。

日本発祥のスポーツ、男子新体操

『男子新体操』日本ではテレビやドラマの影響もあり、少なからず目にしたことがあるのではないだろうか。実はこの競技、日本発祥のスポーツなのである。グループでの統一された動きや細やかな振り付け、海外の男子ではなかなか表現できない繊細な競技だそう。それが故に競技人口も少なく世界的にもめずらしい競技となっている。そんな男子新体操で長く活躍し世界に飛び出した鈴木氏。新体操との出会いは偶然の重なりであったそう。

男子新体操との出会い

小学生の頃、野球など各種スポーツにも触れてきたものの、どこかしっくりくるものがないと感じていた。「もっと自分が打ち込める事がないのか」という思いがあったという。そんな少年時代の鈴木氏に新体操との出会いが訪れたのは小学5年生の時。家からほど近い体育館に大学生が行う男子新体操の大会がやってきた。「見に行ってみる？」という母親からの誘いがきっかけとなり会場へと足を運んでみた。そこで男子新体操を目の当たりにした鈴木少年は、その迫力に度肝を抜かれた。やってみたいという



気持ちが強まる中、いったい何処で学ばよいか。いざ教室を探してみると、なんと近所に教室があることが分かった。さらには近所の中学校には男子新体操部まであったという。他の地域ではほぼ皆無であるはずの環境が近所にすべて揃っていたという事だ。これを期に大学に至るまで新体操漬けの生活をおくることになる。

鈴木大輔 (すずきだいすけ) プロフィール

1988 年生まれ。宮城県白石市出身

小学5年から新体操をはじめる

青森山田高校卒業。選抜大会・国体にて優勝

青森大学卒業。東日本インカレ・全日本インカレ・全日本新体操選手権にて優勝

大学卒業後 Cirque du Soleil

Michael Jackson: The Immortal World Tour に出演

日本では2013年5都市で全36公演31万人を動員

シルク・ドゥ・ソレイユからのスカウト

配信したひとつの動画が話題となった。大学3年生時に行った団体演技の動画がバズったのだ。それがシルク・ドゥ・ソレイユの目にも留まり卒業間際にスカウトから声がかかった。新しい演目でダンスとアクロバットの両方ができるものを探していたところ男子新体操はその条件を十分に満たしていた。大学4年の大会にも視察に来ていたそう。通常では世界トップクラスのダンサーやアスリー



トですら厳しいオーディションを受け登録に至っても、実際に出演できる演者は限られる中、鈴木氏の場合は逆オファーということになる。

体操とカフェ、地域のよりどころに



数年にわたり世界各国をまわり、帰国後の現在はご家族でカフェを営みながら体操教室を開いている。一緒に指導する奥様も常勝名門校で精力的に新体操に打ち込んできた選手。ただ、指導内容はご本人たちと異なり大らかだ。将来は新体操に限らず、様々なスポーツやそれぞれの道でステップアップのベースにしてほしいと考える。華やかさが先行するイメージだが、裏では相当の努力が伴うようだ。体操をとことんやってきたお二人だからこそこの指導方針だといえる。当面の目標はカフェと教室の両立。地域の人たちがこの二つの場所を頼りにして一つになり元気になってほしいと語る。

<取材後記>

新体操は体力、体幹、柔軟性はもとより協調性や一致性、表現力も養える。近い将来、この地域から新体操をバックボーンとした若者が様々な分野で活躍することを期待したい。(文責 広報委員長 長谷川 潤)

定定数確保にご協力を!!

公益社団法人木更津法人会 第49回定時総会開催のお知らせ

開催日時：令和5年5月26日（金）16：00～（受付開始 15：30）

会 場：オークラアカデミアパークホテル

■ 定 時 総 会 16：00～17：30

- 【決議事項】 第1号議案：令和4年度事業報告 承認の件
第2号議案：令和4年度決算報告 承認の件
第3号議案：令和5・6年度役員選任案 承認の件

- 【報告事項】 1. 令和5年度事業計画
2. 令和5年度収支予算

■ 臨時理事会 17：35～17：50

■ 懇 親 会 18：00～19：30 会費：4,000円

■ 書面表決、委任状回収のお願い

※定時総会にご欠席の場合には、あらかじめ通知された議決事項について書面にて表決するか、当日総会に出席する正会員への委任が必要となりますので、**必ずご回答**下さいますようお願いします。

令和5年度分(令和5年4月～令和6年3月)

年会費納入についてお願い!!

総務委員会

年度が変わり、年会費のご請求をさせていただく時期が参りました。会員の皆様にはいつも会費納入にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度年会費を6月20日(予定)付けで貴社指定の口座より貴社の資本金に該当する下記金額を振替収納させていただきますので、口座の準備を宜しくお願い申し上げます。なお、口座引き落とし以外の方につきましては別途納付書を送付させていただきます。また、金融機関、あるいは口座等変更される場合は事務局宛(Tel0438-37-7720)に5月末日までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

会 員 区 分	形 態	資 本 金	年額金額
【 正 会 員 】		300万円以下	8,400円
		300万円超～500万円未満	9,600円
		500万円以上～1000万円未満	10,800円
		1,000万円	13,200円
		1,000万円超～2,000万円未満	14,400円
		2,000万円以上～3,000万円未満	16,800円
		3,000万円以上	22,800円
	宗教法人・学校法人等		6,000円
	特定非営利活動法人（NPO法人）		8,400円
	複数法人（管内に現会員企業と同一の代表者が経営する法人企業のこと）		1,200円
【 準 会 員 】	支店法人：四市にひとつの支店を置く法人・旗艦支店		12,000円
	日本郵便(株)各郵便局		12,000円
【 賛 助 会 員 】	四市に複数の支店を構える事業所		12,000円

*特に請求書・領収書は出していませんが、希望される会員は事務局までご連絡ください。

速報版 令和5年度 税制改正発表される

法人税関係

(1) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の特長

中小企業等の法人税について、年800万以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。



(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得した場合に取得価格（船舶については取得価格の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

①対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。

②対象資産について、総トン数500トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営向上設備等を取得等した場合に即時償却又は10%（資本金3000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得等した場合に20%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が2年間延長されます。また、令和7年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率は18%（令和5年4月1日以後）から16%に引き下げられます。

(5) DX投資促進税制の見直し及び延長

全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた事業適応計画の認定を受け、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に3%（若しくは5%）の税額控除又は30%の特別償却が適用できるDX投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

①生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれること

②取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となることが見込まれること

所得税関係

(1) NISA 制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA 制度が抜本的に拡充されます。なお、令和2年度税制改正で措置された令和6年1月から施行予定の「新NISA 制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

(2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し（雑損失）

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額（雑損失の金額）の繰越控除期間が5年間に延長されます。

資産税関係

(1) 相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

①相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除（暦年課税110万円）とは別に、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。

②相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

(2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となりますが、相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内（現行：3年以内）に延長されます。また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額100万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。

(3) 教育資金の一括贈与で非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

①契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年

年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。

- ②契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

(4)結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期限が2年間延長されます。

消費 税 関 係

(1)適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

①小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。改正案では、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行（令和5年10月1日）から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることになります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

★他、詳細については同封のリーフレットをご確認下さい。

冊子版については、法人きさらづ夏号に同封させていただきます。

●女性部会●

社会貢献事業 こども食堂支援

国が、食育推進の一環として位置づけ、子供の孤食解消や居場所づくり、地域の憩いの場としての役割もあるとしている「こども食堂」への支援を木更津市の2団体と君津市、富津市の各1団体に食材等の購入に充てて頂くために、4団体へ10万円ずつの寄付と給仕等のお手伝いを行いました。それぞれの団体の代表の方にお話を伺いし、この3年はコロナにより、今まで行ってきた食事の提供の場を作る事や地域との交流が出来ませんでした。お弁当などの配布を行い、活動を続けて来られたとの事でした。令和4年度は、女性部会として初めて取り組む事業であったため、手探り状態でしたが、令和5年度からは、それぞれの団体の要望を伺いながら、実施して行きたいと思っています。

（女性部会部会長 能城 京子）

【いわねこどもサロン 木更津市】

実施日：令和4年12月25日(日) 場所：いわね公民館



○こども達にクリスマスプレゼントを配りました。



【波岡こども食堂 木更津市】

実施日：令和4年12月23日(金) 場所：八幡台公民館



○クリスマスのお菓子を配るお手伝いをしました。



【まちなかこども食堂 君津市】

実施日：令和4年12月15日(木) 場所：君津中央公民館



○お弁当の調理を手伝いました。

【こども食堂富津テラス 富津市】

実施日：令和4年12月18日(日) 場所：喫茶アイリス



○お菓子等を配るお手伝いをしました。

●女性部会●

小学校高学年向け「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」開催報告

令和4年度で5回目となる小学校6年生を対象とした「租税教室」と「税に関する絵はがきコンクール」を感染拡大防止に配慮した上で、予定通り行い事が出来ました。女性部会が講師として実施した租税教室は、木更津市立清見台小学校と木更津市立中郷小学校と富津市立天羽小学校の3校でしたが、絵はがきコンクールは、木更津税務署などに講師をして頂いた4校と計7校が参加しました。令和4年9月27日(火)に東京ベイプラザホテルに於いて審査会を行い、330作品の中から30作品を選出し、その後12月から2月にかけて各学校で表彰式を行いました。

令和5年度も税務署にご協力を頂き、「租税教室」と「絵はがきコンクール」を実施して行きたいと思います。

2月17日(金)に千葉県連の審査会があり、代表作品として船橋法人会の作品が選出されました。

(女性部会部会長 能城 京子)

【表彰式を各学校で実施】



木更津市立清見台小学校



富津市立天羽小学校



木更津市立中郷小学校



袖ヶ浦市立根形小学校



君津市立南子安小学校



袖ヶ浦市立平岡小学校



木更津市立波岡小学校

令和4年度 税に関する絵はがきコンクール受賞作品・表彰者



千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞 中山流歌



木更津税務署長賞 小森和花



木更津法人会長賞 川口千尋

千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞	中山流歌	袖ヶ浦市立根形小学校
木更津税務署長賞	小森和花	富津市立天羽小学校
木更津法人会長賞	川口千尋	富津市立天羽小学校
木更津法人会女性部会長賞	山本彩姫	木更津市立清見台小学校
	大森まりあ	木更津市立中郷小学校
	黒川ありさ	木更津市立波岡小学校
	小山田桃花	君津市立南子安小学校
	西村顕定	富津市立天羽小学校
	石井絢音	袖ヶ浦市立根形小学校
	大野綺羅	袖ヶ浦市立平岡小学校
	寺本夏野	木更津市立清見台小学校
	佐々木悠衣	
アイデア賞	山崎咲穂	
	石川瑠惟	
	大橋広一朗	
	藤迫華穂	
	鈴木結斗	
	山守海羽	木更津市立中郷小学校
	佐久間厚志	木更津市立波岡小学校
	在原花桜	
	相生樹里	
	小野蓮花	君津市立南子安小学校
	田中海優	
	松原里紗	富津市立天羽小学校
	茅野蓮也	
	本田虹	袖ヶ浦市立根形小学校
	小野実莉	
	石野美月	
	中山大賀	袖ヶ浦市立平岡小学校
	貝森伶安	

税制委員会 WEBセミナー 「電子帳簿保存法の対策のポイント」

実施日：令和5年2月13日(月) 15:00～17:00

受講者数：44名

講師：公認会計士 川口宏之氏



電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の令和4年1月から2年間の猶予期間が設けられ、令和6年1月より“完全義務化”されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、しっかりとした対策が必要となります。今回のWEBセミナーは、準備すべき事や電子取引の保存要件について公認会計士の川口宏之先生に分かり易く解説して頂きました。電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要になるなど、対策が求められることへの理解が深まったと思います。約2時間のセミナーでしたが、ご参加頂いた皆様にとっては大変有意義なセミナーであったと感じました。特段のトラブルもなく無事に配信できたこと、またお忙しい中ご参加いただいた皆様に深く感謝いたします。(税制委員長 鈴木 貴志)

新設法人説明会



実施日：令和5年2月16日(木) 14:00～16:00

会場：木更津商工会館 参加人数：6名

講師：木更津税務署 野原調査官 大岩事務官

内容：① DVD「経営に差がつく! 知って得する税のお話」
② 法人税・消費税及び源泉所得税の説明 ③ 質疑応答

小糸清和支部

第7回 花いっぱい運動

実施日：令和5年2月19日(日) 13:00～15:00

場所：君津市立中保育園 参加人数：9名

中保育園に花を植える活動を行いました。当日は強風の中での作業でしたが、園長先生もご参加頂き短時間で作業が終了しました。保育園



の意向もあり、花壇とプランターに花を植えました。園長先生からは、明日園児が登園したら驚きますと喜んで頂きました。来年



度以降も、地域の方々に喜んで頂ける活動をしていきたいと思っています。(小糸清和支部長 中野 雅博)

木更津西・木更津南・請西鎌足支部

「港南台光の丘公園 桜植栽」

実施日：令和5年2月25日(土)

場所：港南台光の丘公園 参加人数：18名

地域住民も多く利用する港南台光の丘公園に桜の苗木18本を植え込みしました。3支部合同で実施の為、会員の交流も含め、グループ分けをしながらの作業をいたしました。



この公園は、住宅街の中にあり、また中学校に面した立地から、



今後桜が咲くことで近隣住民の方、また中学生生徒など多くの方を和ませることができると思います。

(木更津南支部長 泉水 啓次)

決算法人説明会

実施日：令和5年3月16日(木) 14:00～16:00

会場：木更津商工会館 参加人数：45名

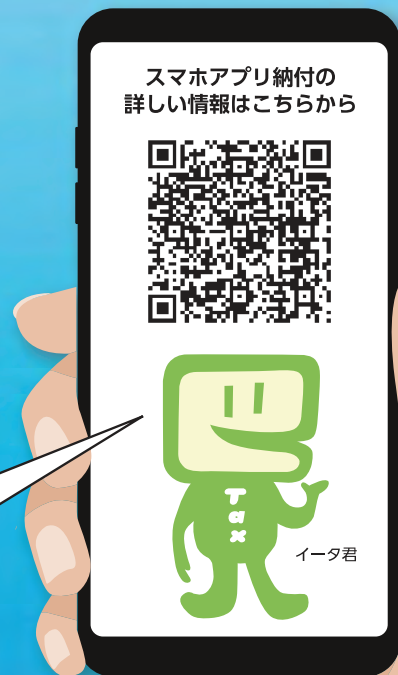
講師：木更津税務署 野原調査官 大岩事務官

内容：① DVD「これだけは知っておきたい決算対策」税務コンプライアンスチェックシートについて
② 源泉所得税及び法人税・消費税の説明
③ 質疑応答

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

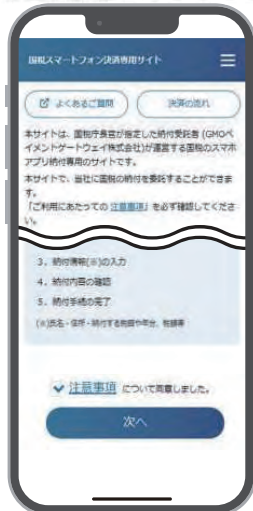
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- ◎ 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

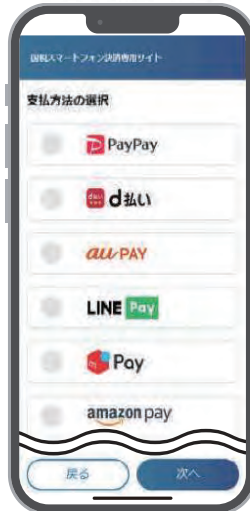
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所などを
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付

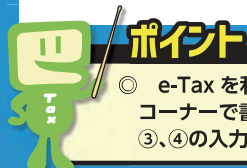


入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続き完了です!



ポイント

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

法人県民税・事業税の電子申告・納税は、

エルタックス
eLTAX

をぜひご利用ください。

申告・届出・納税
はネットが便利



eLTAXイメージキャラクター
「エルレンジャー」

地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、法人県民税・事業税の地方税も、インターネット経由で電子申告、電子申請・届出及び電子納税を行うことができます。

千葉県では、既に70%以上（令和5年3月末現在）の法人の皆さまに『eLTAX』による電子申告をご利用いただいております。

■eLTAXのメリット

- 自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で電子申告及び申請・届出ができます。
- 地方税共通納税システムで電子納税ができます。

地方税共通納税システムにより、自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で納付を行うことができます。インターネットバンキングまたはダイレクト納付（※）を利用して、金融機関等の窓口に出向くことなく、納税いただくことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

利用可能な手続き（法人県民税・事業税）

電子申告	電子申請・届出	共通納税
・ 予定申告 ・ 中間申告 ・ 確定申告 ・ 修正申告など	・ 法人設立・設置届 ・ 異動届 ・ 申告書の提出期限の延長の届出・承認申請	・ 電子申告に係る納付 ・ 見込納付及びみなし納付 ・ 更正・決定に係る納付 ・ 延滞金、加算金の納付

■大法人のeLTAXによる電子申告が義務化されました

- 令和2年4月1日以降に開始する事業年度から大法人（※）が提出する申告書は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

※大法人とは以下に該当する内国法人です。

- ・ 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社、投資法人及び特定目的会社

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細は、
地方税共同機構が運営するeLTAXホームページをご確認ください。



詳しい情報は、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://eltax.custhelp.com/>

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】千葉県木更津県税事務所 事業税間税課 ☎0438-25-1110



知っておきたい相続の基礎

配偶者への優遇措置(その1)

税理士法人吉田会計
木更津相続サポートセンター
税理士・行政書士 吉田和義

税金の世界において、配偶者が優遇されていることは何となく皆さんご存じだと思います。今回は、そんな配偶者の優遇措置についてお話したいと思います。

【贈与税における優遇措置】

贈与税における配偶者への優遇措置は配偶者への居住用不動産贈与の特例があります。

これは夫婦間での居住用不動産またはその購入資金の贈与について、最高 2,000 万円まで配偶者控除ができる特例です。

仮に、特例無しで 2,000 万円の贈与を実施した場合、その贈与税は 695 万円とかなりの高額となりますが、この特例を使えば税額がゼロとなります。

【特例利用の要件】

この特例を利用するには以下の要件を満たす必要があります。

- ・婚姻期間が 20 年以上であること
- ・居住用不動産かその取得資金のいずれかであること
- ・居住用不動産は国内の家屋またはその敷地であること
- ・贈与された年の翌年の 3 月 15 日までに、贈与された居住用不動産または贈与された金銭で取得した居住用不動産に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること
- ・同じ配偶者から過去にこの特例の適用を受けていないこと
- ・一定の書類を添付して贈与税の申告をすること

【この特例は使えるか?】

この特例を相続税の節税を目的として利用する場合、その効果はかなり慎重に検討する必要があります。

私の研修会では必ずお話するのですが、相続税の低減策は財産を減らすことに尽きます。財産を減らすには使うかあげるか、評価が下がる財産に組み替えるしかありません。財産を減らすために配偶者に贈与することを検討すると、この居住用不動産の特例が顔を出します。

相続税を心配したご主人が、自分の財産を減らす目的で奥様への自宅贈与を検討されてご相談に来られることが典型パターンだと思います。

生前に、2,000 万円財産を減らせば、確かに相続税は低減されるような気がします。

しかしながら、相続税にも配偶者の優遇措置は存在しているため、意外と相続税額に影響しない可能性があります。このため、この特例を利用する場合には、相続税の試算が欠かせないのです。

【配偶者への居住用不動産贈与のデメリット】

それどころか、居住用不動産の特例を利用したせいで出費がかさむ可能性もあります。それは不動産を配偶者へ名義変更する場合に生じる、不動産取得税と登録免許税です。

ご主人から奥様に自宅を贈与した場合は、奥様がご主人か

ら不動産を取得したことになり不動産取得税が課税されます。贈与税の配偶者控除で贈与税が非課税になっても、不動産取得税までは非課税になりません。ちなみに、不動産取得税は市区町村が算定した固定資産評価額の 3%が基本です。

また、自宅の名義を書き換える登記手続きでは、手数料として登録免許税が必要になります。相続時の登録免許税は 0.4% ですが、贈与時の登録免許税は売買と同様で 2% です。

仮に、固定資産評価 1,500 万円の自宅をご主人から奥様に贈与で名義変更すれば、1,500 万円×5% (不動産取得税 3%+登録免許税 2%) = 75 万円の出費が必要になります。対して固定資産評価 1,500 万円の自宅を奥様がご主人から相続する場合には、1,500 万円×0.4% (登録免許税) = 6 万円と言う結果になります (相続税は考慮外)。

※不動産取得税・登録免許税ともに期限を定めた軽減措置があるため、適用時期によって税額は変動します。

【配偶者への居住用不動産贈与を利用する場合】

相続税にも影響しない、不動産取得税・登録免許税も余計に掛かる配偶者への居住用不動産贈与ですが家族関係に問題があるご家庭には利用価値があると思われます。

【特別受益の持戻し免除の推定】

特別受益とは、相続人が被相続人から生前に多額の贈与を受けているなど、被相続人から特別な利益を受けていることを言います。

多額の生前贈与を受けている相続人がいる一方、何ももらっていない相続人がいるケースでは、単純に法定相続分に従って遺産を承継することになると、不公平な相続になってしまいます。このような不公平を是正するために、民法では、相続分の計算するうえで生前贈与や遺贈を「特別受益」とし、遺産にその特別受益の額を反映したうえで、各相続分を計算することができる「特別受益の持戻し」が規定されています。

特別受益を反映させない (= 持戻しを免除する) ためには、原則として被相続人の意思表示が必要ですが、改正民法では以下の要件を満たした配偶者相続人については、持戻し免除の意思表示があったものと推定され、配偶者相続人が保護されることになりました。

1. 婚姻期間が 20 年以上である夫婦の一方が、他方に対し、
2. 居住用の建物やその敷地を贈与 (遺贈) した場合には、
3. 持戻し免除の意思表示があったものと推定される

これらの要件を満たせば、長年連れ添った夫婦間で居住用不動産を贈与した場合、ご主人がわざわざ遺言などで意思表示しておかなくても、持戻し計算を免除されることになり、結果として、奥様に有利な遺産の承継が実現可能になりました。

ご主人亡きあと、奥様と子供との関係が心配なご家庭には利用を検討されてもよろしいかと思います。

次回もう少し配偶者への優遇措置をお話したいと思います。

令和4年度

第5回理事会 賀詞交歓会

実施日：令和5年1月19日(木) 15:00～17:00
会場：東京ベイプラザホテル 出席者数：41名



今年度の第5回理事会と令和5年賀詞交歓会を東京ベイプラザホテルにて開催致しました。理事会に先立って青木会長より新年のご挨拶、森重税務署長より税の啓蒙活動等への感謝のご挨拶を頂きました。理事会の審議事項として研修委員会による公開講座、青年部会の税金クイズと租税教室、地区の事業決算報告などが10項。税制セミナー、支部の事業計画予算案が2項。



納税功労者表彰を受章された皆さん

そして令和5・6年度の役員候補者選任案が可決承認されました。協議事項では令和5年度事業計画予算案の提案。報告事項では各委員会、部会から事業の報告がされました。理事会終了後、木更津税務署、千葉県木更津県税事務所長、木更津商工会議所会頭、君津商工会議所副会頭など3年ぶりに多くのご来賓に出席を頂き、盛大に賀詞交歓会を開催する事が出来ました。



歴代会長の大沢顧問、石綿顧問より
ご挨拶を頂きました。

(総務委員長 奈良本 浩規)

令和4年度

新理事勉強会を開催

実施日：令和5年2月20日(月) 18:30～
会場：東京ベイプラザホテル 出席者数：38名



東京ベイプラザホテルにて令和5年度役員予定者の研修会を開催致しました。青木会長挨拶の後、加藤次年度会長予定者からコロナ禍で大きな打撃を受けている地域と会員企業に寄り添える活動を行っていく。社会貢献委員会と芝生化プロジェクト事業を一旦休止し、地域に求められている事を考察する委員会と期間を設けるとの挨拶がありました。



勉強会の前に正副会長会議を開催

研修会の議案は法人会の目的・事業・定款の確認。会員の区分と組織。理事、幹事の役割。理事会と総会の進行・運営。令和5・6年度の役員選任案。事業区分について。組織の運営について。そして書類の提出について等、1時間30分の研修会を行いました。最後に武田監事予定者から積極的に楽しく事業を行って頂きたいと監事講評がありました。

(総務委員長 奈良本 浩規)

令和4年度

第6回理事会（予算理事会）

実施日：令和5年3月23日(木) 15:00～17:00
会場：木更津商工会館
出席者数：35名（うちリモート出席1名）

今年度の第6回理事会を木更津商工会館にて開催致しました。理事会に先立って青木会長よりコロナ過での活動について法人会員への労いと感謝の挨拶がありました。森重税務署長からもご挨拶を頂きました。



3月13日からマスクの着用が各自判断の状況になって初めての理事会でしたが、室内での集会という観点から理事全員がマスクを装着しておりました。これからも、状況に応じてマスク着用や飛沫防止等の気配りを続けていく必要があると感じております。

審議事項として令和5年度の事業計画、予算案が可決承認。各委員会、各地区の事業報告決算が可決承認されました。令和5年度の事業計画として青年部会による租税教室、女性部会による小学校高学年向け租税教室・税に関する絵はがきコンクールが可決。会員親睦チャリティゴルフ大会の日程と会場が6月8日(木)に木更津ゴルフクラブで承認されました。

(総務委員長 奈良本 浩規)

令和5年度 第1回理事会

令和5年度、第1回理事会を木更津商工会館で開催致しました。5月の総会で勇退される青木会長から3年間のコロナ過での法人会活動の難しかった事、それでも各委員会、部会、地区、支部が耐えながら事業を遂行してくれた事への感謝の挨拶がありました。審議事項として総会に諮る令和4年度の事業報告、収支決算報告が可決承認。各地区、各支部の花植えなど公益事業計画が上程され承認されました。いよいよ新型コロナウイルスによる不安やストレスから解放される令和5年度の法人会が動き出すという雰囲気が伝わってきました。

(総務委員長 奈良本 浩規)

監査会を実施

実施日: 令和5年4月11日(火) 参加人数: 12名

今年度の事業報告と決算に係る監査会を事務局にて実施しました。特に問題点などなく無事終了致しましたが、細かな点でいくつかアドバイスを頂きましたので、今後改善を図っていききたいと思います。尚、監査結果については5月26日に開催される定時総会にてご報告頂く事になっております。



(総務委員長 奈良本 浩規)

千葉県連賀詞交歓会に参加

開催日: 令和5年1月24日(火)

場所: 三井ガーデンホテル千葉 参加人数: 7名



千葉県法人会連合会主催の新年賀詞交歓会が3年ぶりに開催されました。第1部の新春講演会は、ジャーナリストの長谷川幸洋氏による「激動する世界～日本の針路を考える」という演題で、ウクライナ戦争、ロシアと中国の関係、中国経済の実態、岸田政権の現状等について、具体的な事例をあげて解説頂きました。

第2部の叙勲・納税表彰受彰祝典では、花鳥千葉県連会長より、法人会活動を通じての永年にわたる貢献が認められた受彰者の方々を祝し、渡部東京国税局課税第二部次長から祝辞が述べられました。第3部「新年賀詞交歓会」は当会から青木会長をはじめ、内田副会長、宮崎副会長、加藤副会長、武田副会長が出席しました。

富津市図書館に法人会文庫が設置



令和5年4月にイオンモール富津内に図書館施設が開館しました。当会は、昨年8月に図書購入費を富津市へ寄附しましたが、図書館の一角に「木更津法人会文庫」が設置されました。

(富津地区長 青木 和彦)

令和4年度新規会員

THE COFFEE コーヒーで“豊かな”時間を

THE COFFEE はスペシャルティコーヒーの本質的な魅力を発信しながらコーヒーとの掛け合わせで“今までになかった”新しい価値を創造します。

01 MODEL SHOP

“THE COFFEE Kisarazu”

THE COFFEE Kisarazuは、個性豊かな“コーヒー”を中心にコーヒー×パスタ×空間で THE COFFEE が提供するコーヒーの豊かさを示すモデル店舗。コーヒーでできる豊かさを表現しながら、全国でその価値を発信する足がかりとなる拠点である。

02 PROJECTS

COFFEE x OO

福利厚生xコーヒー THE COFFEE は「コーヒー x OO」で、貴社や貴店舗と協働し今までになかった「新しい価値」を世の中に提供していきます。

ゲストハウスxコーヒー ミルクソフトxコーヒー ゴルフxコーヒー

THE COFFEE ☎0438-20-8769

〒292-0057 千葉県木更津市東中央1-4-7 info@thecoffee-co.jp / 担当：近井博規

事前の相談が大切! 親切丁寧なアドバイス お気軽にご相談下さい

個人 法人 医療法人

決算申告 会社設立 相続対策 生前贈与 建設業許可 融資書類

税理士法人 森山会計事務所
代表税理士 森山 久 税理士 森山博介

☎(0438)98-7740

〒292-0052 木更津市祇園2丁目31番16号

駐車場 8 台完備

【木更津北インター友近直道4km】

●青年部会●

研修会開催報告

実施日：令和5年1月18日(休)
場所：防衛省市ヶ谷地区、靖国神社
参加人数：25名



今回の研修会では25名の部会員の皆様にご参加頂きました。当日は天候にも恵まれ、出発や往路でのトラブルもなく予定通り靖国神社に到着しました。防衛省訪問時間に変更になったため、正式参拝を受ける余裕が生まれ、当初の予定よりもゆとりを持って過ごす事ができました。

防衛省では浜田防衛大臣から省内のお話を伺ったほか、集合写真や大臣席での2ショット撮影といった貴重な体験の機会を設けて頂きました。

見学ツアーでは大本営地下壕跡をはじめ、市ヶ谷記念館に移設された大講堂、歴史の現場である旧陸軍大臣室などを見学し、大変充実した体験ができました。

今回の研修会が事故やケガもなく無事に開催できたことは、部会員皆様全員のご協力の賜物であり、ここに改めて感謝申し上げます。
(青年部会君津支部長 小幡 仁)

●女性部会●

女性部会 第46回通常総会のご案内

部会員の皆様にご出席頂きたくご案内申し上げます。
期 日：令和5年5月22日(月) 受付10:30～開会11:00～
会 場：木更津市「東京ベイプラザホテル」
会 費：4,000円
※部会員の皆様には、既に議案書をお送りしております。ご欠席される方は、書面にて表決するか、委任状のいずれかにご記入頂き、法人会事務局までFAXにてご回答下さいますようお願い申し上げます。

女性部会 部会員募集のご案内

女性部会は昭和52年に設立され、現在115名の部会員が法人会の活動を積極的にサポートしています。まずは気軽に参加して、地域社会の中で交流の輪を広げてみませんか。

入会ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。
(公社)木更津法人会事務局 TEL 0438-37-7720
メールでのお問い合わせ ki.houjin@gaea.ocn.ne.jp



令和4年度 賀詞交歓会



令和4年度 会員親睦旅行

生活習慣病健診を実施

実施日：令和5年2月17日(金)・18日(土)

会 場：木更津商工会館

参加人数：17日61名・18日52名
計113名

2日間で合計113名の方が受診しました。令和5年度についても引き続き年2回9月と2月に実施する予定です。
(厚生委員長 保泉 昌宏)



会員親睦チャリティゴルフ大会のお知らせ

開催日：令和5年6月8日(木)

開催場所：木更津ゴルフクラブ

袖ヶ浦市下宮田 216 TEL 0438-75-5988

参加費：4,000円(参加賞・パーティ代込)
(内500円は日本赤十字社へチャリティします。)

別途プレイ代(昼食・ワンドリンク付)

●16,500円(キャディ付)

●12,650円(セルフ)

※セルフはメンバーの
同伴に限ります。



募集：30組120名

※詳細は同封のチラシをご確認ください。

お問合せ先 法人会事務局 ☎0438-37-7720

各支部より参加お待ちしております!!

日曜に受診できる 法人会 脳ドック検診のご案内

実施日：令和5年6月4日(日)

令和5年6月18日(日)

開催場所：木更津東邦病院

検査内容：頭部MRI検査・頭部MRA検査

頸部MRA検査・身体測定

血液検査・尿検査

CTスキャンによる胸部検診をオプション
で実施します。(平日も受付しています)

※詳細は同封のチラシをご確認ください。

《お問合せ先 木更津東邦病院》

☎0438-98-8111

〒292-0036 木更津市営生 725-1

インターネットでセミナー受講 セミナーオンデマンドサービスのご案内

木更津法人会のホームページから無料でセミナーがご覧頂けます。

<http://www.kisarazu-houjinkai.or.jp>

★インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用頂けます。

★映像と音声による本格的セミナーが受講出来ます。★忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。

★勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などに活用下さい。★会員登録するとより多くのコンテンツが視聴できます。
専用IDとパスワードを入れてログインする事でより多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID hj 0325

パスワード 7720

会員の方は200タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

行事予定表

5月11日 決算法人説明会 (木更津商工会館)

5月22日 女性部会第46回通常総会
(東京ベイプラザホテル)

5月26日 第49回定時総会(オークラアカデミアパークホテル)

6月8日 会員親睦チャリティゴルフ大会
(木更津ゴルフクラブ)

6月15日 新設法人説明会 (木更津商工会館)

6月4日 脳ドック検診 (木更津東邦病院)

6月18日 〃 (木更津東邦病院)

7月26日 決算法人説明会 (木更津商工会館)

7月27日 第2回理事会 (木更津商工会館)

事務局長に朝間氏就任

4月1日付けで、朝間康行氏が事務局長に就任致しました。
前事務局長の安田功二氏は6月20日まで嘱託として勤務
後退職となります。

編集後記

本号をもちまして、広報委員会メンバーが変わります。退任さ
れる委員の皆様、ありがとうございました。

新型コロナ後の生活が始まりました。皆様に於かれましても通
常な生活を取り戻しつつあると思います。法人会活動も活発に
行われます。本広報誌にてご紹介してまいりますのでご期待頂
ければ幸いです。(M2)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約52.5%



事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

千葉支社/
千葉県千葉市中央区新宿2-5-3(千葉大同生命ビル7F)
TEL 043-247-8861

AIG AIG損害保険株式会社

木更津支店/
千葉県木更津市東中央2-4-13(富士火災木更津ビル2F)
TEL 0438-23-0939

F-2019-1015(2019年8月27日)
19-073024 2021-8